

◆最近のトラブル事例から①

ヘルパーさんから「知り合いの高齢者（女性：88歳）が不必要な水道工事の契約をしているのではないか」という相談が入りました。

訪問してきた事業者キッチンの水道栓の水漏れを確認してもらったところ、シンク下まで開けて「このままほっておくと、水浸しになってしまう」と言われて工事契約してしまったようです。「水道栓からの水漏れは解消したので契約を解約したい。」とのことでした。

消費者センターの相談員が、工事契約書を確認したところ、必要がないと思われるガス湯沸かし器の交換の契約もしていることがわかったので、クーリング・オフの通知を出すよう相談者と契約者本人に助言することが出来ました。

水道事業者が工事を開始した場合でも、クーリング・オフ期間内であれば、無条件で解約できる場合がありますので、困った時は大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆最近のトラブル事例から②

「男性2人が自宅に来て、『保険が満期になっているのに、まだ支払っている場合があるので、契約内容の証書を見せてほしい』と言われた。」という情報提供がありました。

相談者は、調査にしても個人情報がたくさん書かれている証書を見せるのはおかしいと不審に思い、訪問者に色々と質問したところ帰っていったとのことでした。

調査を装う個人情報の収集や新しい保険を勧誘される可能性もあるので、訪問販売や電話勧誘をされた場合、少しでも怪しいと感じたら、きちんと断るようにしましょう。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター（※予約不要）
その他の面談場所（※要予約 6614-0999）
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室（市役所1階）

◆地域講座をご利用ください。

約30名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？ [地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522へお願いします。



メインキャラクター／エルちゃん